

児童扶養手当・特別児童扶養手当の額が引き下げとなります

問町民福祉課 児童係 ☎52-5810

児童扶養手当額・特別児童扶養手当額が、平成28年度全国消費者物価指数の実績値の適用により、平成29年度(平成29年4月)から0.1%引き下げとなります。このため、平成29年8月期の支払い(平成29年4月～7月分)から改定後の月額で支払われます。

【児童扶養手当月額】

	支給額	平成28年8月～	平成29年4月～
本体額	全部	42,330円	42,290円
	一部	42,320円～9,990円	42,280円～9,980円
第2子加算額	全部	10,000円	9,990円
	一部	9,990円～5,000円	9,980円～5,000円
第3子以降加算額	全部	6,000円	5,990円
	一部	5,990円～3,000円	5,980円～3,000円

【特別児童扶養手当月額】

級	平成28年度	平成29年度
1級	51,500円	51,450円
2級	34,300円	34,270円



ごみ処理手数料を改定します

問周東環境衛生組合清掃センター ☎22-2270

周東環境衛生組合では、柳井市の清掃センターにごみを直接持ち込んだ際、一定のごみ処理手数料を徴収していますが、ごみの排出量をさらに抑制し、ごみ処理に必要な経費を適切に負担していただくため、下記のとおりごみ処理手数料を改定します。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

◇改定時期

6月1日

◇手数料

1回に持ち込んだごみの重量に応じ、右の表区分5kgあたりの単価を乗じて計算し、100円未満を切り上げた額となります。最低料金は100円とします。(消費税含む)

◇留意事項

- ・清掃センターに直接持ち込む場合、各自自治体の指定ごみ袋で持ち込んでもごみ処理手数料をいただきます。
- ・産業廃棄物(廃プラスチック類(全業種)、建設業に係る紙くず・木くず・繊維くず、農業用ビニール類)や不燃ごみの持ち込みはできません。
- ・破碎機を使用する基準
長さ：50cm～3m 太さ：10cm以下
※平日のみの受付になります。
※ご不明な点は、お問い合わせください。

区分		5kgごとの単価	
		5/31まで	6/1から
破碎機を使用する ごみおよび木くず	100kg以下	80円	88円
	100kg超～200kg以下	92円	100円
	200kg超～300kg以下	103円	113円
	300kg超	115円	125円
その他の ごみ	100kg以下	53円	70円
	100kg超～200kg以下	62円	80円
	200kg超～300kg以下	69円	90円
	300kg超	77円	100円

【改訂例】 破碎機を使用する場合(100円未満切り上げ)

50kg	$50\text{kg} \div 5\text{kg} \times 88\text{円} =$	880円	➡	900円
150kg	$150\text{kg} \div 5\text{kg} \times 100\text{円} =$	3,000円		
250kg	$250\text{kg} \div 5\text{kg} \times 113\text{円} =$	5,650円	➡	5,700円
350kg	$350\text{kg} \div 5\text{kg} \times 125\text{円} =$	8,750円	➡	8,800円